

第4次地域管理経営計画書

第4次国有林野施業実施計画書

(山口森林計画区)

(第二次変更計画)

計画期間 { 自 平成22年4月 1日
至 平成27年3月31日 }

(変更年月 平成24年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	
ウ 取扱いの基本的な考え方	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	2
(4) 主要事業の実施に関する事項	
イ 主要事業の総量	6
(ア) 伐採総量	6
(エ) 林道開設及び改良総量	6

〔国有林野施業実施計画〕

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	8
(6) 伐採総量	8
3 林道の整備に関する事項	9

第4次地域管理経営計画（山口森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

国有林の地域別の森林計画との調和を図るため記載内容を変更します。

伐採計画について、主伐及び森林整備のため間伐計画を追加します。

また、森林整備を行うために必要な林業専用道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革に取り組み、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきました。

また、森林及び林業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成20年12月には「国有林野の管理経営に関する基本計画」が策定、平成23年7月には「森林・林業基本計画」が変更されたところです。

本計画は、これらを踏まえ、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の皆さんから意見を頂いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにした、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民の皆さんの理解と協力を得ながら、山口森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次表のとおり類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行います。森林の取扱いに当たっては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

機能類型	対象とする森林
水土保全林	土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林
資源の循環利用林	環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林

本計画区の機能類型別面積は次表のとおりです。下流地域の水源や、保健休養の場となる森林など、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」が97%を占めています。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

区分	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合計
面積	3,788	198	122	4,108
比率	92	5	3	100

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要の施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」においては、山地災害防止機能、水源涵養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、樹根や表土の保全、下層植生の発達期待される複層林の

造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

「水土保持林」は国土保全タイプと水源涵養タイプに分けて取り扱います。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林や気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、災害防止機能等を発揮させるため、根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の層を有する多様な樹種で構成される森林であり、目的とする機能に応じて、気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林や必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林に誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

(イ) 水源涵養タイプ

水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の成長が旺盛な高蓄積の森林を目標とします。

森林の整備に当たっては、浸透保水能力の高い森林土壌の維持、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「水土保持林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面 積	91	3,697	3,788

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や貴重な動植物の生息・生育地の保存のために設定した保護林等の適切な保全管理に努めます。

また、レクリエーションの森をはじめ、登山、自然観察、スキー等への利用など保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林

を利用した諸活動のフィールドとしての提供など適正な利用を推進します。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプに分けて取り扱います。

(ア) 自然維持タイプ

原生的な森林生態系等学術的に貴重な森林、あるいは地域を代表する自然環境を形成する国有林野を対象として、原則として自然の推移に委ねることとして、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。

特に、原生的な森林生態系からなる森林や学術的に貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源保存に必要な森林等は、引き続き保護林として設定します。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないために、関係者等と連携しながら利用者に対し適正利用に向けた指導等を行います。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林や必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林に誘導することを目標とし、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。

具体的には、育成複層林施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上に配慮した施業を行うこととし、必要に応じて遊歩道等の施設を整備します。

また、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、広く国民の利用に提供します。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自 然 維 持 タ イ プ		森 林 空 間 利 用 タ イ プ		計
		う ち 保 護 林		う ちレクリエーションの森	
面 積	70	68	128	117	198

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐等を推進することにより木材資源の充実に努めます。

具体的には、分収林契約等を行っている国有林野を対象として、林木の成長が旺盛で必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林に誘導することを目標とします。このため、洪水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	122	—	122

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ	土砂流出崩壊防備 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
		気象害防備 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
		生活環境保全 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	水 源 涵 養 タ イ プ	・ 水源涵養機能維持増進森林
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 タ イ プ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
資 源 の 循 環 利 用 林		・ 水源涵養機能維持増進森林

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の事業総量は以下のとおりです。

(ア) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(36) 2,479	2,479
	水源涵養タイプ	24,984	(1,057) 95,708	120,692
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—
	森林空間利用タイプ	—	(3) 230	230
資源の循環利用林		6,158	(1) 87	6,245
計		31,142	(1,097) 98,504	[2,500] 129,646

注：1 () は、間伐面積

2 [] は、搬出等に伴う支障木、松くい虫の被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書

(エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—	—
	水源涵養タイプ	12	21,680	1	1,000
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ	—	—	—	—
資源の循環利用林		(1)	170	—	—
その他(併用林道)		—	—	1	650
計		12	21,850	2	1,650

注： 路線数欄の () は、1つの計画路線が複数の機能類型区域におよぶことを指します。

第4次国有林野施業実施計画（山口森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、市町村別内訳を追加すると共に主伐及び森林整備のため間伐計画を追加します。

また、森林整備を行うために必要な林業専用道の開設計画及び名称を変更します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア))

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地				林地以外	合 計		
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量			計	
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(35.58) 2,479	2,479	2,300	125,701	—	125,701	
	水 源	天然林	2,039	—					2,039
		複層林	—	—					—
	涵 養 タ イ プ	長伐期	—	57,528					57,528
		分散伐区	22,945	38,029					60,974
	その他	—	151	151					
	小 計	24,984	(1,056.45) 95,708	120,692					
計	24,984	(1,092.03) 98,187	123,171						
森 林 と 人 共 生 の 林	自然維持タイプ	—	—	—					
	森林空間利用 タイプ	—	(3.41) 230	230					
	計	—	(3.41) 230	230					
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ・ヒノキ 人工林中径材	6,158	87	6,245	200	6,445	—	6,445	
	天然林中大径材	—	—	—					
	計	6,158	(1.20) 87	6,245					
合 計		31,142	(1,096.64) 98,504	129,646	2,500	132,146	—	132,146	
年 平 均		6,228	(219.33) 19,701	25,929	500	26,429	—	26,429	

注：1 「間伐」欄の()は、間伐面積

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山 口 市	31,142	(1,096.64) 98,504	129,646	/	/	/	/
合 計	31,142	(1,096.64) 98,504	129,646	2,500	132,146	二	132,146

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 「間伐」欄の()は、間伐面積

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

(単位：m)

基 幹 ・ 管理別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (国有林・林班)	延 長	機能類型 タイプ別	備 考
管 理	開 設	藤ヶ谷林業専用道	滑山 26	1,000	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		藤ヶ谷林業専用道 37林班支線	滑山 37	1,170	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
				170	資源の循環利用林	
		滑山野夫第一林業 専用道	滑山 4、5	1,800	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		滑山野夫第二林業 専用道	滑山 2、3	600	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		日暮・密成林業専 用道	滑山 31、33	3,000	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		半五郎林業専用道 支線	滑山 10、11	2,500	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		鬼ヶ河内林業専用 道	滑山 22、23	3,000	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		滑山林業専用道 34林班線	滑山 34、36	1,500	水土保持林 (水源涵養タイプ)	

基幹 ・ 管理別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
管 理	開 設	藤目谷林業専用道 1004林班線	藤目谷 1004	1,000	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		藤目谷林業専用道 1007林班線	藤目谷 1007	1,740	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		岩倉林業専用道	岩倉 1001	1,600	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		物見林業専用道	物見 1027、1028	2,770	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
計		12路線		21,850		
基幹	改 良	滑林道	滑山 14、15	1,000	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
管 理		長門峡林道	民有地	650	該当外	
計		2路線(2箇所)		1,650		

注：種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。